

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 子ども未来課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	<p>【基本理念】 「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」</p> <p>基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充実されるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実 <p>基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがにつながるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実 <p>基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 <ul style="list-style-type: none"> ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 <p>基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>未就学児の保育の提供については、認定こども園整備事業が地域協議で出された課題の解消が難しく、十分な進捗を図れない中、既存の受け皿と待機児童館を活用し、保育の必要な児童への適切な保育の提供等に努めた。待機児童の解消に向けては、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき、短期的な効果を期待できる事業として、和田保育園保育室増設事業を進めた。また、放課後児童クラブについては、既存の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、民設の放課後児童クラブ2支援単位の新設への支援を行った。</p> <p>配慮を必要とする児童への支援の取組については、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」に保健師1名が認定され、発達支援に関する専門性の向上を図ると共に、医療機関との連携協定プログラムを構築し、発達支援の充実に努めた。</p> <p>子どもの貧困について、経済的な困窮だけでなく、文化的な貧困にかかる課題を支援につなげる複合課題相談支援「つながるシート」を導入し、世帯全体をトータル的に支援する相談支援包括化推進会議を新たに設置した。</p>
成果	<p>待機児童の解消については、策定した方針に沿って短期的な効果を期待できる事業を進めることで、施設整備の着手につなげることができた。放課後児童クラブについては、令和4年度に向けて必要な支援単位の新設により、利用ニーズの増加にも対応することができた。</p> <p>また、子育て世帯における多様な福祉課題を福祉に集約する体制を整えたことにより、教育と福祉の連携強化を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>仕事と子育ての両立に向けて、未就学児の保育の提供体制の確保、小学生の放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所事業により、保護者が安心して働ける、幼児教育、保育の環境整備を図ることができた。</p>

反省点・課題	<p>低年齢児の保育需要に対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっているが、ニーズについても随時注視が必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>令和2年度に策定した方針を基本として、今後の保育ニーズを精査しながら施設再編を進める。また、新たな支援体制の下、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を図る。</p>
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目	単位等	令和3年度実績	
教育保育事業※	1号認定提供数(人)	398(市内) 31(広域)	
	2号認定提供数(人)	896(市内) 27(広域)	
	3号認定提供数(人)	365(市内) 29(広域)	
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数(箇所)	5	
	平均利用児童数(人/月)	1,698	
妊婦健康診査	延べ提供人数(人)	4,451	
産婦健康診査	延べ提供人数(人)	670	
乳児家庭全戸訪問事業	提供数(件)	366	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	延べ提供数(件)	37	
子育て短期支援事業	委託施設数(箇所)	8	
	延べ利用児童数(人)	1	
子育て援助活動支援事業	延べ利用数(人)	1,845	
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	12,068
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	1,044
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	6	
	延べ利用児童数(人)	1,034	
病児・病後児保育事業	実施箇所数(箇所)	0	
	利用児童数(人)	0	
放課後児童健全育成事業	実施支援の単位数(箇所)	23	
	利用児童数(人)	740	

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。